

給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：平成 29 年 8 月 15 日（火） 9：45～9：51

開催場所：総理大臣官邸 3 階南会議室

出席者：菅 義偉 内閣官房長官
梶山 弘志 国家公務員制度担当大臣
麻生 太郎 財務大臣
野田 聖子 総務大臣
加藤 勝信 厚生労働大臣
茂木 敏充 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 内閣官房副長官
野上 浩太郎 内閣官房副長官
横畠 裕介 内閣法制局長官

説明者：植田 浩 内閣官房内閣人事局人事政策統括官

議事内容：

○菅官房長官：ただ今から給与関係閣僚会議を開催します。去る 8 月 8 日に、人事院から職員の給与改定に関する勧告が行われましたので、これを踏まえて、国家公務員の給与の取扱いを協議するためお集まりを願った次第であります。

まず、給与改定に関する人事院勧告の概要について内閣官房内閣人事局から説明させます。

○植田内閣人事局人事政策統括官：内閣人事局人事政策統括官の植田でございます。よろしくお願いたします。お手元の「平成 29 年人事院勧告・報告の概要」について御説明します。

一番上の枠で囲った部分でございますとおり、本年は、月例給及びボーナスともに国家公務員の水準が民間の水準を下回っておりまして、月例給及びボーナス、月例給は 0.15%、ボーナスは 0.1 月分を、いずれも引き上げることとしております。

具体的には、その下の給与水準の改定でございますけれども、月例給については俸給表の改定として平均 0.2%の引上げ、加えて本府省業務調整手当の改定を行うこととし、またボーナスにつきましては現行の 4.30 月分を 4.40 月分に年間 0.1 月分引き上げるといった内容となっております。

さらに、給与制度の総合的見直しにつきましては、平成 27 年から着実にやってきております給与制度の総合的見直しですけれども、平成 30 年 4 月に完成することといたしまして、この関連でいったん抑制しておりました昇給を今般若年層を中心に回復させることとしております。

以上が、本年の人事院勧告・報告の概要でございます。

○菅官房長官：次に、国家公務員の給与の取扱いについて皆様の御発言を求めます。

始めに、給与担当大臣であります国家公務員制度担当大臣から御発言願います。

○梶山国家公務員制度担当大臣：今回の人事院勧告は、民間の賃金の上昇を反映し、月例給・ボーナスとも引上げ勧告となりました。

政府としては、労働基本権制約の代償措置の根幹を成す人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立って、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において検討を進め、早急に結論を出す必要があると考えます。

なお、退職手当の支給水準の見直しについても、その内容の具体化を進めてまいります。

○菅官房長官：次に、財務大臣から御発言願います。

○麻生財務大臣：今回の人事院勧告を実施をした場合においては、給与におけます改定の所要額は、一般会計で約510億円、特別会計で約10億円となり、重複分を差し引いた純計で、約520億円となります。一方で御存知のように現在の財政状況は極めて厳しい状態にあります。国・地方の公務員人件費につきましては、給与制度の総合的な見直し等を着実に実施することにより、総額の増額の抑制に努めなければならないと考えております。

財政当局といたしましては、人事院勧告を尊重するという基本姿勢には全く変わりはありませんが、今般の勧告の内容は人件費の増加要因となりますので、その取扱いについては、慎重に検討を行っていく必要があると考えております。

○菅官房長官：次に、総務大臣から御発言願います。

○野田総務大臣：地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与を基本として決定すべきものであり、本年度の地方公務員の給与改定については、このような考え方に立って対処する必要があると考えております。

また、地方公務員の人件費につきましては、引き続き、給与制度の総合的な見直しを進めるとともに、地方公共団体における適正な定員管理や給与の適正化を推進してまいりたいと考えております。

○菅官房長官：次に、厚生労働大臣から御発言願います。

○加藤厚生労働大臣：本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識しています。私としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、勧告どおり実施すべきであると考えております。

○菅官房長官：次に、経済財政政策担当大臣から御発言願います。

○茂木経済財政政策担当大臣：雇用・所得環境は改善し、経済の好循環が実現しつつあります。国家公務員の給与についても社会一般の情勢に適応させる人事院勧告の趣旨は、経済の好循環の更なる拡大に寄与するものと考えています。同時に財務大臣から御発言があったように、財政健全化にも着実に取り組んでいく必要があります。

こうした観点を踏まえ、人事院勧告の実施を検討していくことが必要であると考えます。

○菅官房長官：他に御意見のある方は御発言願います。よろしいでしょうか。

それでは、国家公務員の給与の取扱いにつきましては、本日、関係閣僚の皆様から御意見を頂いたところでありますが、諸般の事情を踏まえて更に検討を進めて頂き、今後、適切な時期に改めて閣僚会議にお諮りしたいと思います。

以上